

北海道がん対策推進計画（素案）の概要

第1章 総論

1 道内のがんを取り巻く状況	○依然として、がんは道民にとって大きな脅威であるほか、がん対策で重要なこととして、医療提供体制の整備やがん予防などの関心が高まっていることなどを令和4年度に実施した道民意識調査により把握。
2 国の動向	○第4期がん対策推進基本計画の策定
3 計画策定の趣旨	○全国の都道府県の中でも高い死亡率の改善を図ること等を全体の目標とし、道民一丸となってがんに負けない社会を実現するため、新たな計画を策定
4 計画の期間	○令和6年度から令和11年度までの6年間

第2章 基本方針と全体目標

1 基本方針	(1) がん患者等を含む道民の立場に立ったがん対策の推進 (2) 総合的かつ計画的ながん対策の実施 (3) 目標とその達成時期の考え方	【指標】 ○75歳未満がん年齢調整死亡率 目標値～各年度の全国平均値 ○がん年齢調整罹患率 目標値～各年度の全国平均値 ○5年相対生存率 目標値～現状値よりも向上
2 全体目標	(1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供 (3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	

第3章 分野別施策と個別目標

分野	施策	指標（参考指標含む）
1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実		
がんの1次予防	○がんの罹患者・死亡者減少のため、がんの1次予防を推進 ① たばこ対策について ② 生活習慣について ③ 感染症対策について	喫煙率 12%以下 受動喫煙 受動喫煙ゼロの実現 アルコール摂取量 17.7%以下(男性) 8.2%以下(女性) 運動習慣者の割合 32.9%以上(男性) 26.0%以上(女性)
がんの2次予防	○がんによる死亡者減少のため、がんの2次予防を推進 ① 受診率向上対策について ② がん検診の精度管理等について	がん検診受診率 60%以上 がん検診精検受診率 90%以上 精検未受診率 5%以下 精検未把握率 5%以下
2 患者本位で持続可能ながん医療の提供		
がん医療提供体制等	○道民がどこに住んでいても安心してがん診療を受けられるよう、拠点病院等によるがん医療提供体制の充実 ① がん医療提供体制について ② 各治療等について ③ チーム医療の推進 ④ がんゲノム医療 ⑤ がんと診断された時からの緩和ケアの推進について ⑥ 妊孕性温存療法	がん診療連携拠点病院数 21病院 がん看護専門看護師配置拠点病院等数 増加 がん専門薬剤師配置拠点病院等数 増加
後遺症対策等の推進	○がん患者とその家族の生活の質が低下しないよう、がんによる副作用・後遺症等のケアを実践	リンパ浮腫外来のある医療機関 増加

分野	施策	指標 (参考指標含む)
女性特有のがん、希少がん、難治性がん対策	○希少がん・難治性がん患者の生存率向上のため、拠点病院等及び小児がん拠点病院等との連携体制の整備促進 ① 女性特有のがんについて ② 希少がんについて ③ 難治性がんについて	—
小児がん、AYA世代のがん及び高齢者のがん対策	○小児、AYA世代及び高齢者などが適切な治療や支援が受けられるよう、年代に応じたがんの医療提供や相談支援・情報提供の連携体制を促進 ① 小児がんについて ② AYA世代のがんについて ③ 高齢者のがんについて	—
がん登録	○全国がん登録及び院内がん登録を推進し、精度の高い情報を提供できる体制を構築	
3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築		
相談支援、情報提供	○患者やその家族の治療上の疑問や精神的・心理社会的な悩みに対応できるよう、より効率的・効果的な相談支援体制を構築 ① 相談支援について ② 情報提供について	がん相談支援センター設置二次医療圏数 患者サロン設置二次医療圏数
がん患者等の社会的な問題への対策 (サブパイパーシップ支援)	○働く世代のがん患者が働き続けることができるよう、より効率的・効果的な就労支援体制を構築 ① 就労支援について ② アピアランスケアについて ③ がん診断後の自殺対策について ④ その他の社会的な問題について	北海道がん対策サポート企業等登録数
がん教育、がんに関する知識の普及啓発	○がん患者への理解や健康と命の大切さに対する認識を深めるため、すべての学校で、がんに関する授業を充実 ① がん教育 ② がんに関する知識の普及啓発	
道民運動の推進	○条例の理念に基づき、道民の適切な役割分担の下に一体となって施策を推進	

第4章 計画の推進

1 計画推進の手立て	○計画の総合的かつ計画的な推進のため、「P D C Aサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」により、達成状況を客観的に評価 ○効率的な予算の活用を図るため、選択と集中の強化、関係団体・企業との連携の強化、官民の適切な役割分担のもと、必要な財政上の措置を講ずる
2 計画の推進体制	○北海道がん対策推進条例第26条に基づく知事の附属機関として、北海道がん対策推進委員会を設置し、がん対策の推進に関する計画の策定又は変更等を調査・審議
3 推進状況の把握と評価	○3年を目途に中間評価を実施 ○毎年度終了後速やかに推進状況を取りまとめ、評価・検討を行ったうえで、その結果を今後の事業計画とともに北海道がん対策推進委員会へ報告